

# 介護老人保健施設 通所リハビリテーション 重要事項説明書

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

・法人名	医療法人仁寿会
・施設名	老人保健施設カノープス姫路
・開設年月日	平成9年7月22日
・所在地	姫路市別所町別所960-1
・電話番号	079-252-7111
・ファックス番号	079-252-7088
・管理者名	施設長 北野 貴韻
・介護保険指定番号	2854080054号

### (2) 通所リハビリテーションの目的と運営方針

通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものです。

#### [老人保健施設カノープス姫路の運営方針]

当施設は、介護サービスに関わる各々の専門職が、サービスの受け手の心身及び家庭的・社会的な状況を的確にとらえて、自立への可能性を見据え、本人の意思や主体性を尊重した適切なサービスを提供する事に重点をおいて運営を行います。

当施設の職員は積極的に施設内外の研修に参加することで、知識・意欲を向上させ、施設全体のレベルアップに貢献します。

又、常に自分の大切な家族に接する気持ちで対応することを心がけます。

### (3) 施設の職員体制

	単位【1】	業務内容
医師	1人 (老人保健施設と兼務)	利用者の健康管理及び医療の処置に適切なる処置を講じます。
理学療法士または 作業療法士または 言語聴覚士	1人	利用者に対するリハビリテーションを行います。
看護職員	1人	利用者の保健衛生並びに看護業務を行います。
介護職員	4人	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
相談員	1人	利用者などに支援相談業務を行います。
事務職員	1人 (老人保健施設と兼務)	介護報酬請求その他事務処理を行います。

### (4) 利用定員

単位	利用定員
単位【1】	40人

## 2. サービス内容

### ① 通所リハビリテーション計画の立案

通所リハビリテーション計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成し、利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ることとします。また、居宅サービス計画に沿って作成します。

### ② 食事

12時00分	昼食
15時00分	おやつ

ご利用の時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

### ③ 入浴

一般浴槽での介助の他、心身の状態に合わせて全身ミスト浴、全身シャワー浴で対応します。

ご利用の時間帯及び設備の点検等によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション

個別の通所リハビリテーション計画に基づいて、多職種協働により、リハビリテーションを行います。

- ⑦ 栄養改善
- ⑧ 口腔機能の向上
- ⑨ 相談援助サービス

### 3. 営業日及び営業時間

営業日	: 月曜日 ~ 土曜日 (12月31日~1月3日を除く)
営業時間	: 8時15分 ~ 17時15分
電話対応時間	: 8時15分 ~ 17時00分
サービス提供時間	: 8時45分 ~ 16時00分

### 4. 通常の送迎の実施地域

#### (1) 通常の送迎区域

姫路市 東・花田・四郷・大的・灘中学校区

高砂市 鹿島 中学校区、中筋・曾根小学校区

※通常の送迎範囲は、原則として「ご自宅または入居施設」と当事業所間となります。

#### (2) 緊急時における医療機関受診および送迎に関する注意事項

詳細は「8. 事故発生時の対応」に準ずる

### 5. 利用料金

#### (1) 基本料金

別添「通所リハビリテーション利用料金案内」をご参照下さい。

#### (2) その他の料金

- ① 事業実施地域以外の送迎に要する費用  
事業実施地域から片道1kmごとに20円
- ② おむつ代 実費
- ③ レクリエーションの材料代 実費

### (3) 支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。

## 6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関を協力病院としていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応します。

協力医療機関の名称	医療法人仁寿会 石川病院
住 所	〒671-0221 姫路市別所町別所2丁目150
電話番号	079-252-5235

## 7. 施設利用に当たっての留意事項

飲食・禁煙	療養室もしくは寝具の上で飲食はできません。 施設利用中は禁煙です。
火気の手扱い	指定した場所以外で火気を用いることはできません。
設備・備品の利用	無断で備品の位置、形状を変えることはできません。
所持品・備品等	持ち物には名前をご記入ください。 故意に施設もしくは物品に障害を与え、又これらを施設外に持ち出してはいけません。
金銭・貴重品の管理	利用者で管理できない金銭や貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動	禁止。
ペットの持ち込み	禁止。
食料品の持ち込み	原則禁止。但し、必要に応じて管理者の許可を得て、持ち込めるものとします。

## 8. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。当施設は、損害賠償保険に加入しています。

### 事故発生および緊急時の対応規定

- (1) サービス提供中に事故又は利用者の急変等が発生した場合は、必要な応急措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係機関へ連絡し、適切に対応します。
- (2) 緊急受診が必要と判断した場合は、症状に応じて救急搬送又は医療機関への受診支援を行います。
- (3) 受診後は、医師の指示、利用者の状態及び家族の意向等を踏まえ、サービス利用の継続又は中止を判断します。なお、利用を継続する場合の医療機関から当事業所への復路の搬送については、通常サービス提供時間内に限り、事業所車両にて対応する場合があります。
- (4) 当日のサービス利用が中止となった場合の帰宅については、利用者の安全確保及び適正な運行管理のため、原則としてご家族による迎え、又は外部サービス（介護タクシー等）の利用による帰宅を基本とします。
- (5) 家族による対応が困難な場合、その他事業所が必要と認める場合は、利用者の安全確保を優先し、必要に応じて外部サービスの手配等の利用支援を行います。この場合の費用（実費）は利用者負担とします。
- (6) 事故に係る損害賠償については、当事業所に法的な賠償責任が認められる場合、関係法令に基づき誠実に対応します。

## 9. 非常災害対策

- ・ 防災設備 避難階段、避難口、防火戸、防火シャッター、屋内消火栓、屋外消火栓、スプリンクラー、自動火災報知、非常通報装置、漏電火災報知器、非常警報、避難器具（すべり台、救助袋）、誘導灯及び誘導標識、防火用水、非常電源等
- ・ 防災訓練 年2回

## 10. 苦情処理の体制

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、館内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

相談窓口	老人保健施設カノープス姫路 TEL 079-252-7111
受付時間	月曜日～土曜日 8時15分～17時00分 (12月29日から1月3日を除く。)
担当責任者	施設長 北野 貴韻

### その他の相談窓口

市町村相談窓口	姫路市介護保険課 ●サービス利用にかかる苦情・相談は TEL 079-221-2923
兵庫県相談窓口	兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 月曜日～金曜日 8時45分～17時15分 (祝日、12月29日から1月3日を除く)

# 個人情報利用目的

介護老人保健施設カノープス姫路は、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者及びその家族の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究や事例発表
  - －当施設において行われる行事等の写真撮影やビデオ撮影、またその掲示や公開

〔当施設の外部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －施設外において行われる事例発表
  - －施設外において行われる事例発表での写真や動画の掲載と公開
  - －施設広報誌への写真の掲載とその配布

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

本重要事項説明書の内容を証するため、本書2通を作成し、当施設、利用者が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

通所リハビリテーションの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明を行いました。

老人保健施設カノープス姫路

(説明担当者)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて上記職員から重要事項について説明を受け、通所リハビリテーションの提供開始に同意しました。

(利用者)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

私は、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

(署名代行者)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

(利用者の家族等)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_